

第2編

後期基本計画

第1章 分野別まちづくり計画

第2章 まちづくりの重点戦略

第3章 計画の実現に向けて







第2編

第1章 分野別まちづくり計画

# 分野別まちづくり計画の見方

**施策の項目**  
 施策の体系で示した施策ごとに項目立てをしています。  
 施策ごとに、現状・課題、めざす姿、施策の内容と主な事業、目標指標、協働のまちづくりの考え方などを見開きで示しています。

**現状・課題**  
 施策に関連し、本市や市民の暮らしの現状を整理し、今後対処すべき課題をまとめたものです。

**施策の内容と主な事業**  
 施策の展開の方向とその具体的な内容と主な事業を示しています。

6th Mizunami Comprehensive Plan
6th Mizunami Comprehensive Plan

## 1 地域福祉・社会保障

**現状・課題**

人口の減少、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの変化などを背景に、様々な支援を必要とする高齢者や障がい者が増加しています。  
 また、自殺やひきこもり、孤独死など社会問題が生じています。こうした現状の中、安心して快適な生活ができる地域共生社会の実現に向け、地域全体が一体となり、お互いに助け合い、支え合っていくことが大切となります。  
 また、地域団体やボランティアグループ等では、地域福祉に対する関心が高まっています。今後は、地域住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスの充実を両輪としながら、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくするために取り組んでいくことが必要です。  
 社会保障については、国民健康保険制度の中核を担ってきた国民健康保険の制度改革が実施され、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、県と県内各市町村との業務の連携など適切な対応や市民へのわかりやすい制度の説明が求められています。  
 また、社会保障制度を支える社会情勢には、少子高齢化などの人口構成の変化、非正規労働者の増大など雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化といった大きな変化が生じ、そこから生まれる新たな課題への対応が求められています。

**めざす姿（生活像）**

**めざす姿 ～まちの状態～**

- 地域福祉を地域全体で支え合いながら行っています。
- 地域の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどで構成されるネットワークが構築されています。
- 社会保障制度が健全に運営されています。

**めざす姿 ～市民の暮らし～**

- 市民の誰もが互いに助け合い、支え合って、住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- 社会保障制度の内容を理解し、安心して加入しています。
- 経済的に困窮している人も、安心して生活しています。

**目標指標**

現状値	中間値	目標値
平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	平成35年度 (2023年度)
17	16	18
福祉ボランティアグループの数		
95.4%	96.4%	97.0%
国民健康保険料納率（期年度分）		

**市民アンケートによる目標指標**

現状値	中間値	目標値
平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	平成35年度 (2023年度)
67.6%	70.3%	72.0%

地域の支え合いや社会保障が充実しており、安心して暮らせるまちだと思ってくれる市民の割合

**施策の内容と主な事業**

**1. 地域福祉活動、ボランティア組織の育成・充実**

- ① 地域福祉に関する意識の向上を図るため、福祉情報の発信に努めます。
- ② 世代間交流の促進や地域での子育て支援の充実など、支え合いの心を育てる活動を推進します。
- ③ ボランティアグループや市民活動団体の活動の促進を図るため、各団体の連携や支援体制の強化を図ります。

【主な事業】 福祉まつり等開催事業、地域見守り体制確立事業、福祉ボランティア活動支援事業

**2. 社会保障制度の適切な運用**

- ① 国民健康保険の財政運営の責任主体となる県と連携して、国民健康保険の健全な運営及び制度の円滑な推進に努めます。
- ② 後高齢者医療制度では、従来後高齢者医療広域連合とともに、現行制度の円滑かつ安定的な運営に努めます。
- ③ 関係機関と協力し、基金金を生み出し社会の構築を目指します。
- ④ 生活保護制度を適正に実施します。

【主な事業】 国民健康保険事業、後高齢者医療事業、国民年金法定受給事業、生活保護事業

**3. 新しい地域包括支援体制の確立**

- ① 生活困窮者の自立支援制度を適正に実施します。
- ② 子育て世代包括支援センターを含めた包括的な相談支援体制の整備を行います。
- ③ 高齢者の地域ケア体制を障がい者、児童等への支援や、複合課題にも対応した包括的支援体制として深化・推進していくことを目指します。

【主な事業】 生活困窮者自立支援事業、総合相談窓口設置事業

**関連計画**

- 瑞浪市地域福祉計画  
市の福祉活動を推進するための基本計画（自殺対策を含む）。
- 瑞浪市地域福祉活動計画  
地域福祉を推進する社会福祉協議会の方針を地域住民と共有し、今後のあり方を示す計画。

**協働のまちづくりの考え方**

行政だけでは対応しきれない多様なニーズに応えるため、行政、社会福祉協議会、ボランティアグループ、NPO、福祉事業者、民生委員・児童委員、自治会、福祉関係団体など各方面の組織、団体による支え合い活動を推進し、ネットワークの構築を図ることが大切です。

<具体的な取り組み例>

市民	団体・事業者など	行政
地域での支え合いやボランティア活動への積極的な参加を心がけます。	地域での助け合い、支え合いができる福祉活動を展開するためのネットワークづくりが努めます。	市民の地域福祉活動への積極的な参加を支援します。

第6次 瑞浪市総合計画 後期基本計画
第6次 瑞浪市総合計画 後期基本計画

**めざす姿**  
 当該施策に取り組むことによって、5年後にどんな姿（生活像）をめざすのか、まちの状態と市民の暮らしの観点から示しています。

**関連計画**  
 施策に関連する既存の計画などを掲げています。

**目標指標**  
 めざす姿の達成状況を評価するための指標を設定し、それぞれについて5年後に達成をめざす数値目標を示しています。

**協働のまちづくりの考え方**  
 市民、団体・事業者などと行政で、めざす姿に向かって、どのように協働して施策を進めていくのか、その基本的な考え方とそれぞれの役割を示しています。